

**令和4年度全国健康保険協会
事業計画（案）
新旧対照表
【船員保険事業関係】**

令和4年度 事業計画（案）新旧対照表

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
I. 令和4年度の船員保険運営の基本方針 協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じて、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。 船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてK P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。 事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。 Ⅱ．に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。 （1）ICTを効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。 （2）基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。	I. 令和3年度の船員保険運営の基本方針 協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じて、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。 船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてK P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。 事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。 Ⅱ．に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。 （1）ICTを効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。 （2）基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
（３）戦略的保険者機能については、第２期船員保険データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。 （４）組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。 また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。	（３）戦略的保険者機能については、第２期船員保険データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。 （４）組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。 また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

② 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上かつ、月 10 日以上 of 施術の申請の割合について、1.8%以下とする

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

② 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上かつ、月 10 日以上 of 施術の申請の割合について、2.1%以下とする

新（令和４年度）

③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。

・ 社会保険診療報酬支払基金の「業務効率化等・高度化計画」の状況を踏まえ、レセプトの分析を通じて今後のレセプト点検委託のあり方を検討する。

- KPI : 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を 145 円以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

【困難度：高】

支払基金によるコンピューターチェックの拡大とチェックルールの公開などの取組により、適正なレセプトの割合が増えている。このような中で効果額の KPI を前年度より高く設定しているため、高い水準であり困難度が高い。

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

旧（令和３年度）

③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。

- KPI : 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を 140 円以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

新（令和４年度）

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

【困難度：高】

船舶所有者が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、船舶所有者の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

被扶養者資格の再確認について、乗船中一定期間は陸上を離れてしまう中行うため、また、引き続き被扶養者に該当する場合は収入証明等の確認書類の提出を求めるため、回収が難しくなることが見込まれ、困難度が高い。

⑤ 債権回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

旧（令和３年度）

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑤ 債権回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

新（令和４年度）

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする

【困難度：高】

令和３年１０月から、これまで保険者間調整※１により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※２の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、回収率を前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とすることは、困難度が高い。

※１ 債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、債務者が金銭の負担をすることなく、資格喪失後受診に係る返納金債権を返納（弁済）する仕組み。

※２ 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを新資格（資格を有する保険者）に、振替える仕組み。

⑥ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 限度額適用認定証について、オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、船舶所有者等へチラシやリーフレットによる広報、並びに医療機関に申請書を配置するなど、引き続き利用促進を図る。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機

旧（令和３年度）

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑥ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、オンライン資格確認に未対応の医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 ■ KPI ：① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を 85%以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ⑦ 福祉事業の効果的な実施 ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。 ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。	・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 ■ KPI ：① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を 85%以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ⑦ 福祉事業の効果的な実施 ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。 ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
<u>【重要度：高】</u> <u>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</u> ⑧ サービス向上のための取組 ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。 ■ KPI：お客様満足度（点数ベース）について、前年度と<u>過去３年度</u>の<u>平均値</u>のいずれか高い値以上とする ⑨ 健全な財政運営の確保 ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。 <u>【削除】</u> <u>【重要度：高】</u> <u>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u>	⑧ サービス向上のための取組 ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。 ■ KPI：お客様満足度（点数ベース）について、前年度と<u>前々年度</u>のいずれか高い値以上とする ⑨ 健全な財政運営の確保 ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。 ・ <u>令和４年度以降、被保険者保険料負担軽減措置による控除率の引き下げにより、疾病保険料率における被保険者負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者に周知を行う。</u>
（２）戦略的保険者機能 ① 特定健康診査等の推進 ・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、<u>船員手帳の健康証明ができ</u>	（２）戦略的保険者機能 ① 特定健康診査等の推進 ・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、<u>健診実施機関を拡充</u>する。

新（令和４年度）

る健診実施機関の拡充に向けた取組を実施する。

- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
 - ・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。
 - ・ 生活習慣病予防健診のオプション健診のうち、乳がん検診と子宮頸がん検診の自己負担を無料とする。
 - ・ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。
- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 48.0%以上とする
 ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 32.0%以上とする
 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 32.0%以上とする

【重要度：高】

船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くでないケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。

また、船員手帳健康証明書は、事業主の健康管理（健診結果の保管）が法律で義務付けられておらず、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき船舶所有者に健診結果の提供を求めることが難しいため、困難度が高い。

旧（令和３年度）

- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
 - ・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。
 - ・ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。
- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 46%以上とする
 ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 31%以上とする
 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 29%以上とする

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
② 特定保健指導の実施率の向上 ・ <u>特定保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。</u> ・ <u>特定保健指導実施率の向上を図るため、その実施による改善効果に留意しつつ、ICT の活用拡大方策等を講じる。</u> ・ 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。 ・ ICT を活用した特定保健指導の利用を促進する。 ■ KPI ：① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>28.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>24.7%</u>以上とする <u>【重要度：高】</u> 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。 <u>【困難度：高】</u> 船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受ける機会を調整しづらく、また、事業主の健康管理（健診結果の保管）が法律で義務付けられておらず、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき船舶所有者に健診結果の提供を求めることが難しく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。 ③ 加入者の<u>健康意識向上</u>に対する支援	② 特定保健指導の実施率の向上 ・ 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。 ・ 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。 ・ ICT を活用した特定保健指導の利用を促進する。 ■ KPI ：① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>25%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>18%</u>以上とする ③ 加入者に対する支援

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。 - 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。 ④ 加入者の禁煙に対する支援 - 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。 ■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>120人</u> 以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者) <u>【重要度：高】</u> <u>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</u> ⑤ 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援 - 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 - 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特	- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。 - 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。 - 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。 ■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>100人</u> 以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者) ④ 船舶所有者等に対する支援 - 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
別講義資料の配布などの取組を行う。 ⑥ 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 ・ <u>令和３年度にスキームを見直した「プロジェクト“Ｓ”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。</u> ■ KPI：「プロジェクト“Ｓ”」参加船舶所有者数を <u>90 社</u>以上とする 【重要度：高】 <u>未来投資戦略 2018 において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u> 【困難度：高】 <u>船員の健康管理等は法制化されておらず、また、令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。</u> ⑦ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け<u>て、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</u> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合^(※)を <u>84.0%</u>以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 【重要度：高】 <u>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「後発医薬</u>	・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。 ■ KPI：「プロジェクト“Ｓ”」参加船舶所有者数を <u>60 社</u>以上とする ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け<u>た広報を強化する。</u> ・ <u>ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年 2 回の通知を継続する。</u> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合^(※)を <u>83%</u>以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

新（令和４年度）

品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

⑧ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 加入者の利便性を高めるため、SNS 等の利用について検討する。
- ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

- KPI : ① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする
② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑨ 調査・研究の推進

旧（令和３年度）

⑥ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 加入者の利便性を高めるため、SNS 等の利用について検討する。
- ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

- KPI : ① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする
② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑦ 調査・研究の推進

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
・ 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。 ・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。	・ 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。 ・ <u>各部署に分散しているデータ</u>（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等）を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。
（３）組織・運営体制の強化 ① 人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者研修などを通じて個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、評価者を始めとする職員の人事評価制度に対する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇へ反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ② ＯＪＴを中心とした人材育成 ・ ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ <u>また、広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施する。</u> ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、<u>引き続き</u>検討を進める。 ③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間<u>の確保、複数者からの見積書の徴</u>	（３）組織・運営体制の強化 ① 人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者研修などを通じて個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、評価者を始めとする職員の人事評価制度に対する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇へ反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ② ＯＪＴを中心とした人材育成 ・ ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。 ③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間を設定する等により、多くの業者が

新（令和４年度）	旧（令和３年度）
<u>取、仕様書の見直し等の取組を行うことで</u>、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ④ コンプライアンスの徹底 - 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <u>ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</u> ⑤ リスク管理 - 最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等<u>について、必要に応じて見直し</u>を行う。 - 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いを始めとする情報セキュリティやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ⑥ 内部統制の強化に向けた取組 - 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、<u>リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等</u>、内部統制の整備を着実に進める。 ⑦ システム関連の取組 - 手続きの簡素化、事務処理の迅速化等の加入者サービスの向上を目的と	参加しやすい環境を整備する。 ④ コンプライアンスの徹底 - 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <u>職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的として、職員に自己点検・アンケートを実施する。</u> ⑤ リスク管理 - 最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。 - 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いを始めとする情報セキュリティやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ⑥ 内部統制の強化に向けた取組 - 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。 ⑦ システム関連の取組 - 手続きの簡素化、事務処理の迅速化等の加入者サービスの向上を目的と

新（令和４年度）			旧（令和３年度）														
した、 <u>次期</u> 船員保険システム <u>開発の要件定義及び事業者調達</u> の準備を進める。			した、船員保険システム <u>の刷新を行うため</u> の準備を進める。														
【削除】			<u>⑧ ペーパーレス化の推進</u> ・ <u>ペーパーレス化の推進のための取組を進める。</u>														
KPI 一覧表 （１）基盤的保険者機能 <table><tr><th>具体的施策</th><th>KPI</th><th>現状</th></tr><tr><td>② 適正な保険給付の確保</td><td>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、<u>1.8%</u>以下とする</td><td><u>令和２年度末：2.1%</u></td></tr></table>			具体的施策	KPI	現状	② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、 <u>1.8%</u> 以下とする	<u>令和２年度末：2.1%</u>	KPI 一覧表 （１）基盤的保険者機能 <table><tr><th>具体的施策</th><th>KPI</th><th>現状</th></tr><tr><td>② 適正な保険給付の確保</td><td>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、<u>2.1%</u>以下とする</td><td><u>令和元年度末：2.3%</u></td></tr></table>			具体的施策	KPI	現状	② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、 <u>2.1%</u> 以下とする	<u>令和元年度末：2.3%</u>
具体的施策	KPI	現状															
② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、 <u>1.8%</u> 以下とする	<u>令和２年度末：2.1%</u>															
具体的施策	KPI	現状															
② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、 <u>2.1%</u> 以下とする	<u>令和元年度末：2.3%</u>															

新（令和４年度）			旧（令和３年度）		
③ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を <u>145 円</u>以上とする （※）被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝（レセプト点検により査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額）÷被保険者数	<u>令和２年度末：</u> <u>157 円</u>	③ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を <u>140 円</u>以上とする （※）被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝（レセプト点検により査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額）÷被保険者数	<u>令和元年度末：</u> <u>102 円</u>
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値	①平成 30 年度末：89.0% 令和元年度末：89.1% <u>令和２年度末：</u> <u>90.8%</u> 上記 3 年度の平均値：<u>89.6%</u> ②平成 30 年度末：0.071% 令和元年度末：	④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値	①<u>平成 29 年度末：</u> <u>84.6%</u> 平成 30 年度末：89.0% 令和元年度末：89.1% 上記 3 年度の平均値：<u>87.6%</u> ②<u>平成 29 年度末：</u> <u>0.087%</u> 平成 30 年度末：

新（令和４年度）			旧（令和３年度）		
	以下とする ③ 被扶養者資格の確認 対象船舶所有者からの 確認書の提出率（調査 対象者ベース）について、 前年度と過去３年度の 平均値のいずれか高い値 以上とする	0.084% <u>令和２年度末：</u> <u>0.117%</u> 上記３年度の平均 値： <u>0.091%</u> ③平成３０年度末： 95.5% 令和元年度末： 94.6% <u>令和２年度末：</u> <u>93.7%</u> 上記３年度の平均 値： <u>94.6%</u>		以下とする ③ 被扶養者資格の確認 対象船舶所有者からの 確認書の提出率（調査 対象者ベース）について、 前年度と過去３年度の 平均値のいずれか高い値 以上とする	0.071% 令和元年度末： 0.084% 上記３年度の平均 値： <u>0.081%</u> ③ <u>平成２９年度末：</u> <u>94.8%</u> 平成３０年度末： 95.5% 令和元年度末： 94.6% 上記３年度の平均 値： <u>95.0%</u>
⑤ 債権回収業務の推 進	① 現年度の返納金債権 の回収率について、前年 度と過去３年度の平均 値のいずれか高い値以上 とする ② 過年度の返納金債権 の回収率について、前年 度と過去３年度の平均 値のいずれか高い値以上	①平成３０年度末： 80.2% 令和元年度末： 87.3% <u>令和２年度末：</u> <u>83.4%</u> 上記３年度の平均 値： <u>83.6%</u> ②平成３０年度末： 24.2% 令和元年度末：	⑤ 債権回収業務の推 進	① 現年度の返納金債権 の回収率について、前年 度と過去３年度の平均 値のいずれか高い値以上 とする ② 過年度の返納金債権 の回収率について、前年 度と過去３年度の平均 値のいずれか高い値以上	① <u>平成２９年度末：</u> <u>83.0%</u> 平成３０年度末： 80.2% 令和元年度末： 87.3% 上記３年度の平均 値： <u>83.5%</u> ② <u>平成２９年度末：</u> <u>10.1%</u> 平成３０年度末：

新（令和４年度）			旧（令和３年度）		
	とする	9.2% <u>令和２年度末：</u> <u>12.8%</u> 上記３年度の平均 値： <u>15.4%</u>		とする	24.2% 令和元年度末： 9.2% 上記３年度の平均 値： <u>14.5%</u>
⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を 85% 以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① <u>令和２年度末：</u> <u>78.0%</u> ② 平成 30 年度末： 70.2% 令和元年度末： 68.4% <u>令和２年度末：</u> <u>69.6%</u> 上記３年度の平均 値：<u>69.4%</u> ③ 平成 30 年度末： 70.6% 令和元年度末： 77.1% <u>令和２年度末：</u> <u>81.7%</u> 上記３年度の平均 値：<u>76.5%</u>	⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を 85% 以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① <u>令和元年度末：</u> <u>80.3%</u> ② <u>平成 29 年度末：</u> <u>70.1%</u> 平成 30 年度末： 70.2% 令和元年度末： 68.4% 上記３年度の平均 値：<u>69.6%</u> ③ <u>平成 29 年度末：</u> <u>71.1%</u> 平成 30 年度末： 70.6% 令和元年度末： 77.1% 上記３年度の平均 値：<u>72.9%</u>

新（令和４年度）			旧（令和３年度）		
⑧ サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と <u>過去３年度の平均値</u> のいずれか高い値以上とする	<u>令和２年度末：4.10</u>	⑧ サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と <u>前々年度</u> のいずれか高い値以上とする	<u>令和元年度末：4.10</u>
（２）戦略的保険者機能			（２）戦略的保険者機能		
具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状
① 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を <u>48.0%</u> 以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>32.0%</u> 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>32.0%</u> 以上とする	① <u>令和２年度末：42.5%</u> ② <u>令和２年度末：24.7%</u> ③ <u>令和２年度末：24.4%</u>	① 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を <u>46%</u> 以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>31%</u> 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>29%</u> 以上とする	① <u>令和元年度末：43.4%</u> ② <u>令和元年度末：25.5%</u> ③ <u>令和元年度末：25.1%</u>
② 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>28.0%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>24.7%</u> 以上とする	① <u>令和２年度末：11.0%</u> ② <u>令和２年度末：20.7%</u>	② 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>25%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>18%</u> 以上とする	① <u>令和元年度末：8.3%</u> ② <u>令和元年度末：17.7%</u>

新（令和４年度）			旧（令和３年度）		
④ 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>120 人</u> 以上とする （ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和２年度末： <u>24 人</u>	③ 加入者に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>100 人</u> 以上とする （ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和元年度末： <u>8 人</u>
⑥ 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「プロジェクト"S"」参加船舶所有者数を <u>90 社</u> 以上とする	令和２年度末： <u>3 社</u>	④ 船舶所有者等に対する支援	「プロジェクト"S"」参加船舶所有者数を <u>60 社</u> 以上とする	<u>二</u>
⑦ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を <u>84.0%</u> 以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和２年度末： <u>82.6%</u>	⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を <u>83%</u> 以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和元年度末： <u>81.0%</u>
⑧ 情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① 令和２年度末： <u>832 人</u> ②平成 30 年度末： 941,578 件 令和元年度末： 914,700 件 令和２年度末： <u>1,294,598 件</u> 上記３年度の平均値： <u>1,050,292 件</u>	⑥ 情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① 令和元年度末： <u>757 人</u> ②平成 29 年度末： <u>951,388 件</u> 平成 30 年度末： 941,578 件 令和元年度末： 914,700 件 上記３年度の平均値： <u>935,889 件</u>